

村山市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 期日 令和4年4月14日（木） 午後4時00分～

2. 場所 村山市農村環境改善センター 小集会室

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（18名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（0名）

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（2名）

楯 岡	—	大 倉	鈴木 雄一
西 郷	柴田 雅彦	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第16号 職員の任免について

議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第19号 農地法第5条の許可に係る事業計画変更申請について

議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第21号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第9号 農地転用制限の例外の確認について

報第10号 非農地証明願について

報第11号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

農地農政係長 猪藤 潤

事業推進係長 大室 市郎

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後4時00分～

開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

忙しい中での総会出席ご苦労様です。4月になって新体制となり若干変わってきている。今後とも新しい体制で頑張ってくださいと思います。

現在、春作業で積雪もあるが、先日は真夏のような暑さでずいぶん溶けてきているようです。山形市では桜が満開とのこと、この辺も少しで咲いてくるだろう。

今回は年度初めの総会で、農地利用最適化推進委員も出席頂いている。日頃から最適化活動を頑張っている。今後、活動の内容が若干変わるところもあるようです。総会終了後に説明があると思います。引き続き、よろしく願いいたします。

本日の総会は、農業委員は全員出席になります。それでは第4回総会を始めます。

(2) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、指名させていただきます。

7番 石山 公己 8番 川田 雅紀

議長(青柳 篤)

それでは、議事に入ります。

(3) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第16号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

議第16号議案を朗読し、任免される職員について説明した。

議長(青柳 篤)

原案のとおり、可決決定したいと思いますが、ご異議ありませんか？

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：全員異議なしと認め、議第 16 号は可決決定されました。

「任命される職員のあいさつ」

議長(青柳 篤)

議第 17 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 9 番から 15 番の 7 件で、所有権の移転が 3 件、賃貸借権の設定が 4 件。地目、面積は田 23,737 m²、畑 18,684 m²になる旨を説明。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 9 番から 15 番の案件について、申請土地に係る所有権の移転、使用貸借権の設定について、詳細に説明した。なお、現地調査(4 月 5 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件のうち 13 番が委員案件ですので、まずはこの案件を除いた 9 番から 12 番、14 番から 15 番までの 6 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので 9 番から 12 番、14 番から 15 番までの 6 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 17 号の 9 番から 12 番、14 番から 15 番までの 6 件については、原案の通り可決決定されました。続きまして、13 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

8 番委員はご退席願います。

(8 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、13番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第17号の13番の1件について原案の通り可決決定されました。
8番委員はご着席ください。

(8番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第17号は、原案のとおり全て可決決定されました。

続きまして、議第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第4条の許可申請は、1番、2番の2件で、地目、面積は、田で計614㎡になる旨を説明。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について次のとおり、詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号1番は、譲受人の居宅に隣接する農地を、「駐車場、雪置き場」として整備するため許可申請するものです。申請面積は227㎡です。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域「第一種住居地域」が定められていることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、通帳の写しで確認しております。

議第20号 農地法第5条許可申請の8番との関連案件です。

申請番号2番は、譲受人の居宅に隣接する農地を、「物置、生活用資材置場」として整備するため許可申請するものです。申請面積は387㎡です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第1種農地」に該当すると判断されます。立地基準については集落において、居宅に隣接して物置等を建築することから、不許可の例外の「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断されます。一般基準の資力につきましては、通帳の写しで確認しております。

なお、現地調査(4月5日)を行った結果、いずれも土地造成や日照通風などによる周辺農地への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第18号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第19号「農地法第5条の許可に係る事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第5条の計画変更については2番の1件で、畑2,025㎡になる旨を説明。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

今月の農地法第5条の計画変更については1件で、畑2,025㎡。詳細については次のとおり、詳細に説明した。

(説明内容)

従前の計画は、令和3年8月12日付け村山市指令第42号から48号で、歯科医院建築のため転用した案件です。このたび、来客の利便性を考慮して事業計画を変更するもので、国道に面した隣接農地を新たに求め国道からの来客車の動線を確保するほか、事業面積の拡大により建築物のレイアウトも変更いたします。議第20号 農地法第5条許可申請の10番との関連案件です。

なお、4月5日に現地調査を行った結果、周辺農地等への影響はなく、立地基準及び一般基準、当初計画どおりにできない理由、新規計画が当初計画と比べ同等又はそれ以上の必要性がある旨等について、確認した結果、事業計画変更が妥当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 19 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、8 番から 10 番までの 3 件で、地目、面積は、田が 2,051 m²、畑が 277 m²になる旨を説明。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について次のとおり、詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 8 番は、譲受人の居宅に隣接する農地を、「駐車場、雪置き場」として整備するため所有権を移転するものです。申請面積は 50 m²です。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域「第一種住居地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、通帳の写しで確認しております。議第 18 号 農地法第 4 条許可申請の 1 番との関連案件です。

申請番号 9 番は、譲受人の業務拡大に伴い、不足している「資材置場」を整備するため、会社敷地に隣接する農地 2,001 m²の所有権を移転するものです。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。不許可の例外の「既存施設の拡張(既存施設面積の 2 分の 1 を超えないものに限る)に供する場合」に該当すると判断されます。一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書で確認しております。

申請番号 10 番は、先ほど、議第 19 号の事業計画変更の 2 番でご説明した歯科医院に係る関連案件となります。歯科医院への来客の利便性を考慮して、国道に面した隣接農地を取得して、歯科医院敷地の拡張を行うため所有権を移転するものです。申請面積は 277 m²です。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。立地基準については集落において、併用地と一体的に歯科医院を建築することから、不許可の例外の「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断されます。

以上の案件について、4 月 5 日に現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 20 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

続きまして、議第 21 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 194 番から 224 番の 31 件で、申請内容は、所有権移転が 5 件、利用権設定の新規が 15 件、再設定が 11 件となり、地目ごとの内訳は、田が 138,992 m²、畑 12,164 m²の計 151,156 m²になる旨を説明。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、194 番から 224 番の所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 1 件あります。202 番が委員案件ですので、まずはこの案件を除いた 194 番から 201 番、203 番から 224 番までの 30 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

6 番委員 (山内正秀)

205 番の案件について、受け手の法人の耕作面積 190a は間違いではないか？少ないように感じるがどうか？

事務局(大室係長)

この耕作面積は、農業委員会を通して借りている面積です。本来は法人設立時に個人所有の農地と個人で借りている農地を法人に借り代える手続きが必要ですが、やっていないものが大半を占めているようです。そのため、この耕作面積となっているようです。

6 番委員（山内正秀）

法人に手続きを進めるよう指導はしたのか？

事務局(大室係長)

法人に対して、何回かお話をしておりますがなかなか進みません。

議長(青柳 篤)

その他、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので 194 番から 201 番、203 番から 224 番までの 30 件について、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 21 号の 194 番から 201 番、203 番から 224 番までの 30 件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、委員案件 202 番について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしくをお願いいたします。それでは、委員案件の 202 番について審議に入ります。

青柳会長、16 番委員はご退席願います。

(青柳会長、16 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、202 番の 1 件について原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 21 号の 202 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

青柳会長、16 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、16 番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

これで議第 21 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

(4) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 8 号から報第 11 号について、事務局より説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 9 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 10 号「非農地証明願について」、報第 11 号「農地改良届出について」本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 32 番から 48 番の 17 件で、田が 54,247 m²、畑が 442 m²です。事由は貸し人の都合によるものが 11 件、借り人の都合によるものが 6 件です。集積の助成金の返還、離農補償はありません。申請の場所及び関連事項等は議案書のとおりです。集積計画などの番号が関連事項に記載しております。

農地転用制限の例外の確認については 2 番の 1 件で、畑 488 m²のうち 1.44 m²に無線中継施設の設置をするもので、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号の規定に該当するものです。無線アンテナ用のコンクリート柱の設置となります。なお、4 月 5 日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、2 番の 1 件で、台帳地目で田 4.77 m²です。申請内容は、平成 13 年に隣接宅地所有者が住宅新築の際、宅地の一部として利用し現在に至っているもので、4 月 5 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、1 番の 1 件で、田 656 m²です。申請の目的は、盛土により耕作条件を整備して畑地とする内容です。4 月 5 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないものと確認しています。また、その他、申請の場所等については議案書のとおりです。

以上、報第 8 号から報第 11 号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(5) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件、報告の報第 8 号から報第 11 号までの 4 件について、終了します。

終了 午後 4 時 35 分